

国立病院機構千葉東病院倫理審査委員会規程

（目的）

この規程は、独立行政法人国立病院機構千葉東病院（以下『病院』という。）における臨床研究等を適正に推進するために、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）（以下「倫理指針」という。）及び独立行政法人国立病院機構臨床研究等倫理規程（平成16年規程第61号。以下「臨床研究等倫理規程」という。）に基づき、独立行政法人国立病院機構千葉東病院倫理審査委員会を設置する。

（倫理審査委員会の設置）

（定義）

第2条 この規程における各用語の定義は、特に定める場合を除き、臨床研究等倫理規程に定めるところによる。

（責務）

第3条 倫理審査委員会の長（以下「委員長」という。）は、倫理指針の対象となる研究（以下「倫理指針対象研究」という。）を実施する病院長から実施又は継続の適否について審査を依頼された次の研究について、倫理指針の定めるところにより審査を行い、必要な意見を当該病院長に文書により通知する。

（組織）

第4条 倫理審査委員会は、病院長が指名する者をもって組織する。

（事務局）

第5条 倫理審査委員会の事務局は、事務部管理課に置く。

（運営）

第6条 倫理審査委員会の運営等については、「独立行政法人国立病院機構千葉東病院倫理審査委員会手順書」に定めるところにより行う。

（雑則）

第7条 この規程に定める他、この規程の実施に当たって必要な事項は、倫理審査委員会で審議し、病院長が定める。

附 則

- 1 従前の国立佐倉病院及び国立療養所千葉東病院倫理委員会規程は廃止する。
ただし、国立佐倉病院及び国立療養所千葉東病院倫理委員会で承認された課題については、引き続き適用する。
- 2 この規程は、平成16年3月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成16年4月1日から施行する。（一部改正）
- 4 この規程は、平成17年6月1日から施行する。（一部改正）
- 5 この規程は、平成19年5月1日から施行する。（一部改正）
- 6 この規程は、平成21年6月16日から施行する。（一部改正）
- 7 この規程は、平成24年1月10日から施行する。（一部改正）
- 8 この規程は、平成24年3月27日から施行する。（一部改正）
- 9 この規程は、平成25年1月1日から施行する（一部改正）
- 10 この規程は、令和元年7月1日から施行する。（一部改正）